

玖珠町運送事業者等経営支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

玖珠町長 宿 利 政 和

玖珠町告示第52号

玖珠町運送事業者等経営支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受ける貨物運送事業者等の負担軽減及び経営安定化による収益改善を図ることにより物流の維持確保、消費者物価の上昇抑制のため予算の範囲内において玖珠町運送事業者等経営支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、玖珠町補助金等交付規則（平成7年玖珠町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する事業をいう。
- (2) 貨物軽自動車運送事業 法第2条第4項に規定する事業をいう。
- (3) 一般乗用旅客運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する事業をいう。
- (4) 自動車運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する事業をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般乗用旅客運送事業又は自動車運転代行業を営む者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人にあつては、町内に事業所を有し、法人町民税納税義務者であること。
- (2) 個人にあつては、町内に住所を有すること。
- (3) 事業を継続する意思があること。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表に掲げる公共法人、公益法人等、協同組合

等でないこと。

(7) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。

(8) その他給付金の趣旨に照らして不相当でない者

(9) 規則第13条に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、別表に定める事業用車両（貨物車両を含む。）の分類に応じた交付単価に台数を乗じて得た額の合計額とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、玖珠町運送事業者等経営支援給付金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、町長が必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 交付対象車両一覧表（様式第2号）

(2) 確定申告書第一表（個人の場合に限る。）

(3) 法人税確定申告書別表一（法人の場合に限る。）

(4) 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し又は事業に必要な法令上の許認可等を証する書類

(5) 対象車両全ての車検証の写し

(6) 対象車両全ての写真（ナンバーが写っているもの）

(7) 振込先口座の通帳の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、規則第9条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

(交付決定及び交付確定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定及び額の確定をし、玖珠町運送事業者等経営支援給付金交付決定通知兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の交付決定を受けた者又は給付対象者の要件を満たさないことが判明した者がいた場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、町長は、既に給付金が交付されているときは、給付金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

事業用貨物車両の分類	交付単価
普通自動車（大型トラック等）	40,000円
小型自動車（小型トラック等）	13,000円
軽自動車（軽トラック等）	13,000円

様式第1号 (第5条関係)

玖珠町運送事業者等経営支援給付金交付申請書兼実績報告書兼請求書

年 月 日

玖珠町長 様

(申請者) 郵便番号

〔 法人にあつては、その所在地
及び名称
並びに代表者の役職・氏名 〕

住 所

氏 名

印

電話番号

玖珠町運送事業者等経営支援給付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、併せて請求します。

交付算定額	普通自動車 台 × 40,000円 = _____ 円【A】		合計額【A】 + 【B】 _____ 円
	小型自動車・軽自動車 台 × 13,000円 = _____ 円【B】		
交付申請額 (請求額)	_____ 円		
振込先	金融機関名		支店名
	口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		
確認事項 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 今後も町内で事業活動の継続を行う意思があります。 <input type="checkbox"/> 町税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 給付金の交付決定に当たり、私(当社)の税納付状況を照会・調査することについて同意します。		

<添付書類>

- (1) 交付対象車両一覧表(様式第2号)
- (2) 確定申告書第一表(個人の場合に限る。)
- (3) 法人税確定申告書別表一(法人の場合に限る。)
- (4) 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し又は事業に必要な法令上の許認可等を証する書類
- (5) 対象車両全ての車検証の写し
- (6) 対象車両全ての写真(ナンバーが写っているもの)
- (7) 振込先口座の通帳の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

交付対象車両一覧表

申請者名	
------	--

	登録番号					登録番号			
	地域名	分類番号	ひらがな	一連指定番号		地域名	分類番号	ひらがな	一連指定番号
普通自動車	1				16				
	2				17				
	3				18				
	4				19				
	5				20				
	6				21				
	7				22				
	8				23				
	9				24				
	10				25				
	11				26				
	12				27				
	13				28				
	14				29				
	15				30				

	登録番号・車両番号					登録番号・車両番号			
	地域名	分類番号	ひらがな	一連指定番号		地域名	分類番号	ひらがな	一連指定番号
小型自動車 軽自動車	1				6				
	2				7				
	3				8				
	4				9				
	5				10				

※普通自動車、小型・軽自動車の欄が足りない場合は欄を増やしてください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

玖珠町運送事業者等経営支援給付金交付決定通知兼確定通知書

様

玖珠町長



年 月 日付けで申請及び請求のあった玖珠町運送事業者等経営支援給付金について、玖珠町運送事業者等経営支援給付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

給付金の交付決定額 円

給付金の額の確定額 円